

令和2(2020)年4月3日

千里金蘭大学の学生の皆さんへ

千里金蘭大学学長

島崎 靖久

## 新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることをふまえ、本学の対応を以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により「出席停止」となります。

#### 出席停止の判断の目安

(令和2年2月18日付け文部科学省通知「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」)

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ③強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

### 2. 出席停止の期間

#### ◆上記1.①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により、出席停止期間は「治癒するまで」となります。登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を教学センターに提出してください。

#### ◆上記1.②及び③の場合

保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は治癒するまでとします。それ以外の場合は、症状が治まるまでとします。

### 3. 出席停止により欠席した授業等の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行いますので、快復し登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

#### 4. 罹患等した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した等、1. ①～③に該当した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに電話又は電子メール（登校はしないこと）により、次に掲げる事項について教学センターに報告してください。

- ① 診断日
- ② 受診した医療機関
- ③ 現在の状況
- ④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
- ⑥ 症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況（授業等への出席状況を含む。）
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

#### 5. 濃厚接触者となった可能性がある場合について

濃厚接触者※1となった可能性がある場合は、教学センターへ連絡してください。濃厚接触者と判断された場合は、感染者と接触した日から14日間の自宅待機となります。その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、37.5℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口※2へ相談するとともに、教学センターへ連絡してください。

自宅待機中に授業を欠席した場合は、「3.」に準じて取り扱います。

※1「濃厚接触者」とは、①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者、②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。

※2「相談窓口」は、大阪府、吹田市又は居住地の自治体のホームページを参照のこと。

大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona-denwa.html>

吹田市ホームページ <https://www.city.suita.osaka.jp/>

<お問い合わせ>

教学センター TEL:06-6872-0727 E-mail:est@cs.kinran.ac.jp